

区分	科	目	時間数	備考
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	アシスメントやモニタリングの手法に関する講義	六	
			三	
				介護の分野、児童の分野、知的障害者又は精神障害者の地域移行の分野、身体障害者の地域移行の分野(以下「分野」と総称する。)別に行うこと

ロ 指定障害福祉サービス基準第二十五條第二項又は障害福祉サービス基準第九十條第二項に規定する多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間は、当該多機能型事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所において提供されるすべての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

ハ 複数の居間実施サービス(指定障害者支援施設等又は障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設にあつては、適用日)から起算して三年間は、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される居間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての居間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

ニ 適用日から平成二十一年三月三十一日までの間は、実務経験者については、イ(1)(2)、(3)(4)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ホ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第五十六條第一項、第七十條第一項又は第七十條に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定児童デイサービス、基準該当児童デイサービス、指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第九十七條第一項、第九十八條第一項、第九十八條第二項又は第九十八條第三項に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、イ(2)(3)又は(3)(4)の規定にかかわらず、イ(1)(a)から(c)までの期間が通算して三年以上である者であつて、イ(2)(3)又は(3)(4)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。ただし、適用日から平成二十年三月三十一日までの間については、イ(2)(3)又は(3)(4)の規定を満たすことを要しない。

二 指定障害福祉サービス基準第二十五條第二項及び障害福祉サービス基準第九十條第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所

配置されるサービス管理責任者が、前号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービスのうち二以上のものに係るサービス管理責任者の要件に該当する場合において、当該二以上の障害福祉サービスを提供する多機能型事業所

三 指定障害者支援施設基準第五條第二項及び附則第四條第二項並びに障害者支援施設基準第十二條第二項及び附則第四條第二項の居間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの

配置されるサービス管理責任者が、第一号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービス(居間実施サービスに限る。)のうち二以上のものに係るサービス管理責任者に該当する場合における当該二以上の居間実施サービス

○厚生労働省告示第五百四十五号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第八十二條第四項、第九十五條において準用する場合を含む。(、) 第二百二十條第四項、第二百五十九條第四項(第八十六條第四項、第七十三條、第八十四條、第九十七條、第二百二條及び第二百六條において準用する場合を含む。)(及び第七十條第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)第十九條第四項(同令附則第十四條において読み替えて適用する場合を含む。)(の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等)に関する指針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、指定短期入所、指定障害者デイサービス及び基準該当障害者アイサービスに係る食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第二百三十一号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 適正な手続の確保

指定生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下、指定障害福祉サービス基準)と(いう。)(第七十八條第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)(基準該当生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十四條に規定する基準該当生活介護をいう。)(の事業を行う事業所、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第十五條第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。)(以下同じ。)(指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第五十六條第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)(基準該当指定自立訓練(機能訓練)指定障害福祉サービス基準第六十三條に規定する基準該当指定自立訓練(機能訓練)をいう。)(の事業を行う事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第六十六條第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)(以下同じ。)(基準該当指定自立訓練(生活訓練)指定障害福祉サービス基準第七十二條に規定する基準該当指定自立訓練(生活訓練)をいう。)(の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第七十五條第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。)(指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第八十六條第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。)(指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第九十八條に規定する指定就労継続支援B型をいう。)(の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三條第二項に規定する基準該当就労継続支

区分	科	目	時間数
講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	六・五
			二
			三
			十一・五

演習	合計	分野別に行うこと
サービス提供プロセスの管理に関する演習	十九	